

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。